

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る 財源のあり方に関する検討会議

中間報告書

令和7年5月

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議

目 次

1.	はじめに	1
2.	検討会議設置の背景	2
3.	検討会議の前提条件と検討対象	5
4.	箱根町が目指すべき方向性と検討会議の目的	5
5.	検討経過	6
6.	中間報告	17
参考 1	検討会議規則	18
参考 2	委員名簿	20
参考 3	検討会議の検討経過	21

1. はじめに

箱根町は、年間約 2,000 万人もの観光客が訪れる日本有数の国際観光地であり、基幹産業である観光業が成長することで、町民の暮らしを支えてきましたが、約 1 万人の人口規模を大きく超えるごみ処理や消防救急体制の確保などに多額の支出が生じているという財政的課題を抱えてきました。

さらに、長引く地価下落の影響等により、固定資産税をはじめとする町税は、右肩下がりで減収が続いたことから、行財政改革に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、町民サービス水準を維持しながら安定的な行財政運営を行っていくために、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税超過課税（1.58%）を実施しました。また、その間に作成した財政見通しを踏まえ、様々な検討を行った結果、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間は超過課税を継続するとともに、5 年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという内容の町税条例の一部改正案が議決されました。

その後、固定資産税の超過課税により、観光関係事業者や町民など町内外の幅広い方から負担を求めてもなお、令和 6 年度以降の財源について、さらに不足が拡大する見込みとなったことから、固定資産税超過課税の継続以外の新たな財源を検討するために、令和元年度に「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）」が設置されました。

以降、本検討会議では、行財政運営を考える町民会議（以下「町民会議」）や行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、今日まで検討を行ってきました。途中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を考慮し、検討を中断せざるをえない期間もありましたが、これまでの検討会議による議論を経て、今後の具体的な制度内容の検討を進めるにあたり、観光まちづくり財源のあり方の検討結果を中間報告としてとりまとめました。

2. 検討会議設置の背景

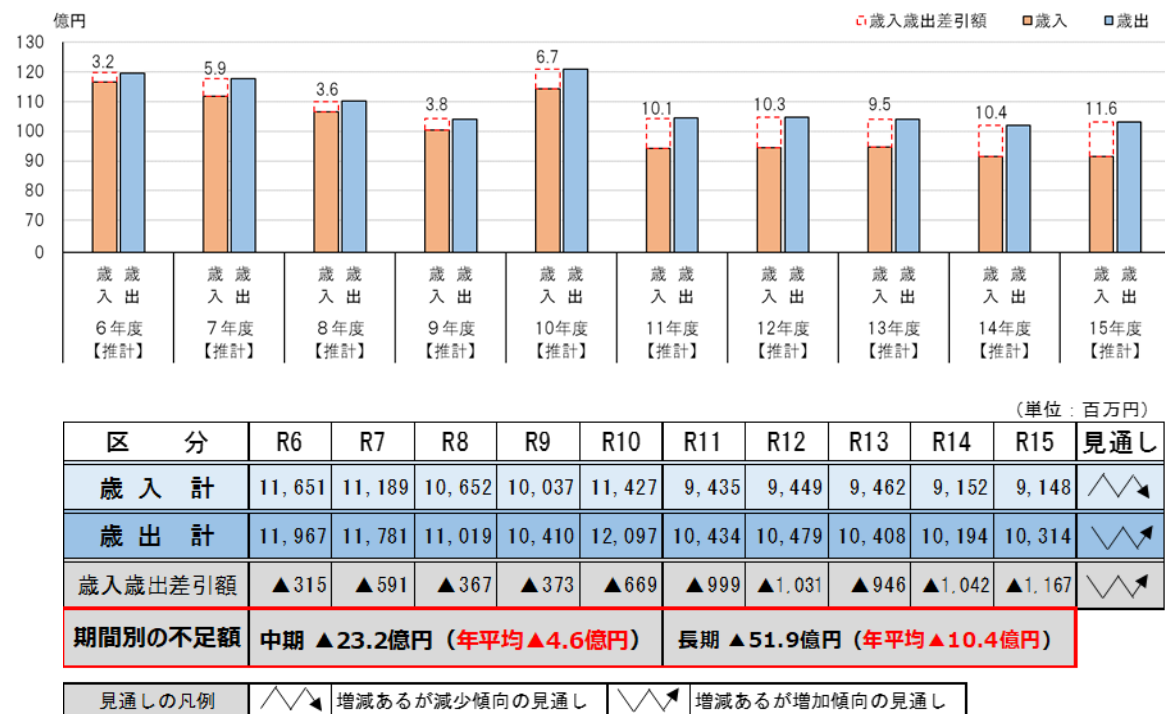
(1) 財源不足額

ア 中長期財政見通し

箱根町では、行政サービスを提供するために、固定資産税超過課税（1.58%）を継続したとしても、中期（令和6～10年度）では年平均4.6億円、長期（令和11～15年度）では年平均10.4億円の不足となり、長期の不足が中期の約2倍にまで拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

特に令和10年度にかけては、ごみ処理広域化に伴う施設整備や3小学校の長寿命化改良などの大型建設事業が続くことで歳出の増加が見込まれています。

[中長期財政見通し（令和5年2月）]



出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（概要版）（令和5年12月）

イ 行財政改革による収支改善効果を加味した財源不足額

箱根町では、固定資産税超過課税の導入に当たり、平成27年度に行財政改革アクションプランを策定し、歳入確保や歳出削減に取り組んでいます。

令和4年度に策定した第2期アクションプランでは、55の推進項目を位置付け、特に財源確保策に力を入れることとしています。行財政改革による収支改善効果を加味してもなお、不足額は、中期で年平均3,500万円となり、長期は年平均5億9,400万円まで拡大する見込みとなっています。

[行財政改革による収支改善効果]

(単位：百万円)

項 目	中 期						長 期					
	R6	R7	R8	R9	R10	平均	R11	R12	R13	R14	R15	平均
ア 中長期財政見通しの歳入歳出差引額 ①	▲315	▲591	▲367	▲373	▲669	▲463	▲999	▲1,031	▲946	▲1,042	▲1,167	▲1,037
行財政改革による収支改善効果額 ②	384	434	437	443	443	428	443	443	443	443	443	443
イ 財源不足額 [③=①+②]	69	▲157	70	70	▲226	▲35	▲556	▲588	▲503	▲599	▲724	▲594

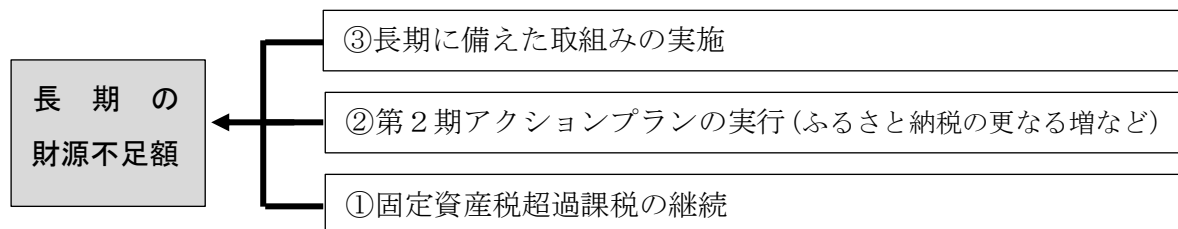
出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）をもとに作成

ウ 令和6年度以降の財源不足への対応

箱根町では、中期の財源不足（年平均3,500万円）に対して、固定資産税超過課税を現行税率で継続したうえで、ふるさと納税の強化で対応することとしています。

また、長期では、中期の2倍以上に拡大する財源不足（年平均5億9,400万円）に対して、①固定資産税超過課税の継続、②第2期アクションプランの実行、③長期に備えた取組みの実施の3つにより対応することとしています。

[長期の対応のイメージ]



出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）

[第2期アクションプランで長期への備えとして位置づけた推進項目]

項 目	目 標
財源確保策の検討（観光まちづくり財源導入）	11年度までに検討し必要な措置を実施
公共施設のあり方の抜本的な見直し	10年度を目途に具体策を実施

出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）

（２）町民会議等の提言

ア 町民会議の提言

町民会議は、固定資産税超過課税を導入するに当たっての検討の一環として、将来に向けて安定的な行財政運営をするにはどうすべきかについて、町と町民・事業者で幅広く意見交換を行うことを目的に、平成 28 年度に設置されました。

委員の思いをまとめた提言書には、箱根町が実行すべき総合的な戦略の基本的な方向性の一つに、観光と暮らしが相互に好影響をもたらす施策展開とそれを支える負担のあり方を検討することが盛り込まれました。

箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（平成 29 年 11 月）より抜粋

- ・箱根町の存立基盤は、国内有数の観光地であることであり、現在だけでなく、将来的にもそうあり続ける必要がある
- ・観光地として繁栄することは、町民の就労機会確保や観光関連の税収による行政サービスの充実につながると同時に、住民をはじめ箱根を基盤として生活する人々の活動により箱根の観光が支えられている

イ 行財政改革有識者会議の提言

大学教授等からなる行財政改革有識者会議では、箱根町からの依頼を受け、財源確保策の必要性やあり方について、専門的かつ幅広い見地から助言や提言を行っています。

令和元年度以降の財源確保策に関する提言においては、超過課税の妥当性とあわせて、長期に向けて、超過課税以外の財源確保策を検討する必要性が示されました。

平成 31 年度以降の財源確保策について（提言）（平成 30 年 5 月）より抜粋

現状で入湯税が町税収入の 1 割以上を占めており、観光客は既にかかなりの負担をしているが、長期的な財政見通しを踏まえれば、事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要である

（３）コロナ禍以降の社会変化

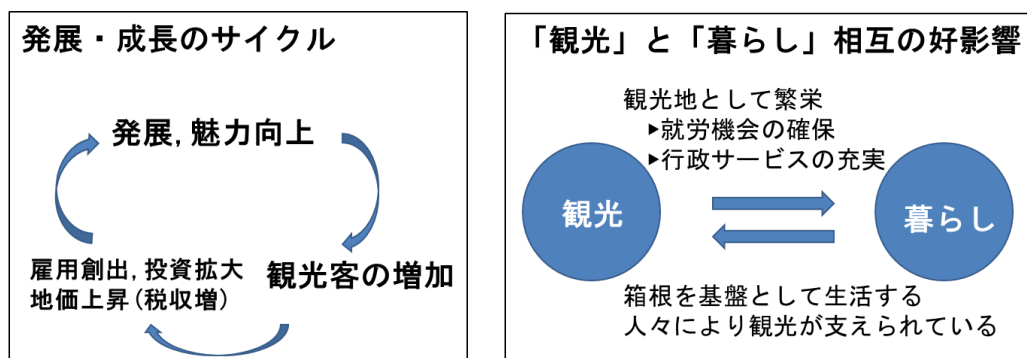
コロナ禍以降、観光業全般における人材不足、世界的なインフレや円安の影響による物価高騰等に加え、地域活動の縮小等に伴う地域コミュニティ機能の低下といった課題が顕在化しました。その一方で非接触型サービスに対するニーズの高まり等の変化も生まれています。

3. 箱根町が目指すべき方向性と検討会議の目的

町民会議等の提言を踏まえ、箱根町では、観光地として一層の発展・成長をするために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを目指すこととしています。

検討会議の目的は、長期にかけてさらに拡大が見込まれる財源不足に備え、観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方を検討することです。

[町が目指すべき方向性（イメージ）]



出典：箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（平成 29 年 11 月）をもとに作成

4. 検討会議の前提条件と検討対象

検討会議では、観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方を検討するにあたり、最初に、町の考え方をもとに前提条件となる事項を整理し、3つの検討項目を定めました。

町の考え方と前提条件				
財源不足額	財源確保策	他税目の検討結果	町民会議の提言	コロナ禍以降の社会変化
固定資産税超過課税の継続だけでなく、財源不足の状況に応じて新たな財源確保策を視野に入れておく必要がある。	町民・事業者だけではなく、観光客に更なる負担を求めることも必要であるため、観光まちづくり財源の具体的な検討を進める必要がある。	本町の特性や実情を踏まえると、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要である。	町が発展するために「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を考える必要がある。	町民の暮らし、町内経済のさらなる回復を図るとともに、コロナ禍で顕在化した様々な社会変化に適応する必要がある。
↓	↓	↓	↓	↓
長期的な財源不足への備え	観光客に負担を求める方策	維持あつての充実という考え方	観光と暮らしを両輪と捉える	新たな社会変化への対応
↓		↓		
検討会議の3つの検討項目		① 歳出の対象分野と規模感 ② 観光まちづくり財源のあり方 ③ 具体的な制度内容		

5. 検討経過

検討会議では、「①歳出の対象分野と規模感」、「②観光まちづくり財源のあり方」、「③具体的な制度内容」の3つの検討項目について、検討を行いました。本中間報告では、「②観光まちづくり財源のあり方」までの検討結果をとりまとめています。

(1) 歳出の対象分野と規模感

ア 歳出の対象分野

箱根町は、国内外から多くの観光客を迎える一方で、普通交付税不交付団体のため財政状況は厳しいといった他の観光地とは異なる特徴をもっていることから、まず「観光まちづくりの対象範囲」を把握することとしました。

そこで、町の歳出を5つの分野に分類し、新たな財源の使い道として想定する対象範囲を確認した結果、「①観光振興に係るもの」、「②観光人口等を加味するもの」、「③観光客も一定の受益があるもの」の3区分を観光まちづくりの対象範囲（≡最も広く捉えた場合の使い道の範囲）としました。

ただし、観光まちづくりの対象範囲には、入湯税やふるさと納税の充当先と重複する部分もあるため、制度設計を行う際には、それぞれの財源の使い道に関する整理が必要となります。

[歳出の5つの分野]

区 分	分類の考え方	入湯税・ふるさと納税の使い道
行政サービス	観光振興や観光施設の整備運営など、観光客を対象とした事務事業	入湯税 「観光振興・観光施設の整備」 ふるさと納税 「魅力ある観光地づくり」
①観光振興に係るもの		
②観光人口等を加味するもの	施設整備やサービス提供にあたり常住人口だけでなく観光人口も加味しているような事務事業	入湯税 「環境衛生・消防施設の整備」 ふるさと納税 「魅力ある観光地づくり」
③観光客も一定の受益があるもの	主に町民向けのサービスであるが、観光客も一定の受益を受ける事務事業	ふるさと納税 「快適で安全安心な生活環境の確保整備」
④町民を対象としているもの	福祉・教育など、町民を対象とする事務事業	ふるさと納税 「健康でいきいきと暮らすための福祉の充実」 「子育て支援や学校教育の充実」
⑤行政運営	議会や総務など、直接、行政サービスは行わないが、行政運営上必要な事務事業	

※ふるさと納税は、寄付目的をもとに①～④に区分

観光まちづくりの対象範囲

[歳出分類表]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益があるもの		
A事業費	・観光振興 ・観光施設の整備 ほか	・ごみ処理施設の整備, 運転管理 ・消防施設の整備 ほか	・道路整備 ・防災対策, 交通安全 ・森林整備 ほか	・福祉・教育 ・保健衛生 ・庁舎の整備等 ほか	
B経常費	・観光振興, 商工振興に要する経常的経費 ・観光施設の運営経費	・ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費	・道路維持, 防災対策に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設	・福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設	
C人件費	・観光振興, 観光施設の運営に要する人件費	・ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費	・道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費	・福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費	

直接観光振興に係る事務事業
 観光振興に関連性が深い事務事業
 観光振興にも関連性がある事務事業

[参考：入湯税及びふるさと納税の充当先]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益があるもの		
A事業費	・観光振興 ・観光施設の整備 ほか	・ごみ処理施設の整備, 運転管理 ・消防施設の整備 ほか	・道路整備 ・防災対策, 交通安全 ・森林整備 ほか	・福祉・教育 ・保健衛生 ・庁舎の整備等 ほか	
B経常費	・観光振興, 商工振興に要する経常的経費 ・観光施設の運営経費	・ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費	・道路維持, 防災対策に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設	・福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設	
C人件費	・観光振興, 観光施設の運営に要する人件費	・ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費	・道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費	・福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費	

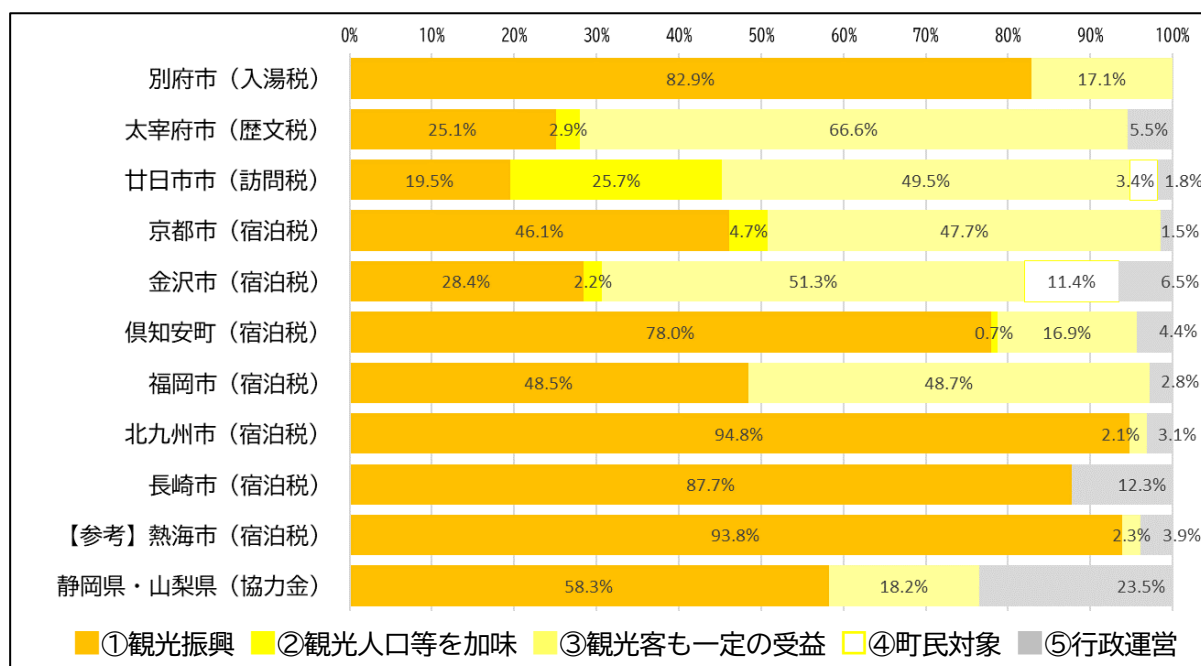
入湯税の充当可能範囲 & ふるさと納税の充当範囲
 入湯税の充当可能範囲
 ふるさと納税の充当範囲

イ 他団体における観光財源の主な使い道の調査

観光財源の主な使い道に着目した調査として、入湯税の超過課税、法定外税及び協力金のうち他団体で使い道が公表されている財源について、箱根町の歳出分類表に区分に当てはめ、他団体の構成割合を整理しました。

その結果、他団体では、観光財源を「①観光振興に係るもの」以外に、「②観光人口等を加味するもの」、「③観光客も一定の受益があるもの」に該当する事業にも、幅広く充当していることが分かりました。

[他団体における観光財源の主な使い道構成割合]



(観光まちづくりの対象範囲における特徴)

- ・ ①観光振興

北九州市(宿泊税)の94.8%が最も高く、全11事例の平均充当割合は約6割

- ・ ②観光人口等を加味

5事例で、廿日市市(宮島訪問税)の25.7%が最も高く、環境美化の推進、医療体制の確保、水道送水管の敷設といった事業経費等に充当

- ・ ③観光客も一定の受益

10事例で、太宰府市(歴史と文化の環境税)の66.6%が最も高く、歴史的文化遺産の保存活用事業など規模の大きな事業に充当している団体が多い

ウ 歳出の規模感

前記イの他団体における使い道に関する調査と同様の手法による分類を行った結果、箱根町の令和6年度当初予算における観光まちづくりの対象範囲の歳出の規模感（維持分）は、観光施策の維持分が年24.9億円程度となりました。

また、HOT21 観光プラン実施計画（後期）の取組みに係る経費（充実分）を試算した結果、1年あたりの概算額は、年3.1億円程度となりました。

前者の維持分の歳出分野では②観光人口等を加味や③観光客も一定の受益の割合が大きく、内訳では経常費や人件費がそれらの大半を占めていました。

[歳出の規模感]

①維持分（純粋一般財源の合計） 24.9 億円程度			⑤充実分
①観光振興 2.0 億円程度	②観光人口等を加味 15.8 億円程度	③観光客も一定の受益 7.1 億円程度	HOT21 概算額 3.1 億円程度

[①維持分の内訳] ※令和6年度当初予算に基づき算出

(単位：百万円)

区分		行政サービス				⑤ 行政運営	
		①観光振興	②観光人口等 を加味	③観光客も 一定の受益	④町民対象		
予算額		769	2,727	2,073	3,323	1,954	
特定財源		131	547	1,210	574	224	
一般財源		(a)	639	2,181	862	2,750	1,730
一般財源の内訳	入湯税	(b)	209	474	0	0	0
	ふるさと納税		223	123	152	309	42
	消費税交付金等		5	0	3	162	0
	純粋一般財源(a-b)		203	1,584	707	2,279	1,688
	事業費		0	85	156	512	54
	経常費		11	578	422	866	560
	人件費		191	921	130	901	1,075

[⑤充実分の内訳] ※HOT21 観光プラン実施計画（後期）に位置付けた取組みに基づき試算

大項目	主な取組	概算事業費 (年間)
観光消費が促進される 高品質な観光地づくり	・国際水準の観光受入体制構築 ・周遊に関する課題・障壁の解消	2.1 億円
観光産業の持続的発展に 向けた確かな基盤づくり	・観光地の価値の適切な保全と、魅力向上 の両立（修景伐採、道路環境整備）	0.4 億円
環境先進観光地としての ブランディング強化	・サステナブルツーリズムの推進	0.2 億円
来訪者と地域の人々の交流が 価値を高める観光地づくり	・観光産業に携わる組織・事業者間の合意 形成	0.4 億円
※町事業のほか、箱根DMOの自主事業を含む ※概算事業費は事業費の総額であり、現時点では特定財源等は見込んでいない		合計3.1 億円

（２）観光まちづくり財源のあり方

ア 検討の方向性

地方公共団体の自主財源には、地方税や寄付金（協力金）以外に分担金、負担金、使用料及び手数料などがあります。観光まちづくり財源の検討にあたっては、先行事例を踏まえて地方税（超過課税や法定外税）及び協力金の中から、財源確保策を絞り込んでいくこととしました。

[絞り込みのイメージ]

項 目	事 例	
超過課税	入湯税の超過課税	箱根町に相応しい財源確保策
法定外税	駐車場利用者への課税、宿泊税など	
協力金	富士山保全協力金など	

※超過課税：標準税率を上回る税率を、地方公共団体の条例によって設定すること

法定外税：法定税以外の税を、地方公共団体の条例によって新設すること

[参考：地方公共団体の自主財源]

種 類	内 容	主な例
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課徴収するもの。	・入湯税の超過課税 ・宿泊税、環境協力税等
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益をうけるものから、その受益の限度において徴収するもの。	・土地改良事業分担金
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	・下水道受益者負担金 (都市計画法第 75 条)
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	・町営温泉施設使用料 ・有料公衆トイレ
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を賄うため又は報償として徴収するもの。	・住民票の発行手数料
寄付金 (協力金)	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。	・富士山保全協力金 ・企業版ふるさと納税

※この他に財産収入、繰入金、繰越金、諸収入があります。

イ 試算額や課題等の調査

他団体の観光財源の確保策（法定税・法定外税・協力金等）について、箱根町で実施した場合の試算額や、実施にあたっての課題を調査しました。

それぞれの財源確保策を比較検討した結果、「法定外税（別荘等所有税、宮島訪問税）」及び「協力金等」は、実施の面や財源規模の面で箱根町での導入は困難であるという結論に至りました。

[他団体の実施事例の調査結果①]

名 称 (区分)	実施の可否 (試算額)	実施等が困難な理由	備 考
別荘等所有税 (法定外税)	実施困難 (4.2 億円程度)	- 固定資産税と別荘等所有税で別荘の概念が異なる中、熱海市と同様の考え方で別荘等所有者に課税することは困難であるため - 観光客に負担を求める方策にはならない	静岡県 熱海市
宮島訪問税 ※入域行為への課税 (法定外税)	実施困難 (試算不可)	- 入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたり、各手段に対応した徴収方法の設定が困難であるため - 観光客と町民、通過者等を区別して徴収することが困難であるため	広島県 廿日市市
富士山吉田口県有 登下山道使用料 (協力金等)	実施困難 (試算不可)	町内登山道には様々な地権者や管理者がいることや、道路無料公開の原則から、県道の一部を道路法の対象から除外し、県有施設の施設使用料として徴収することは困難であるため	山梨県
有料公衆トイレ (協力金等)	一定規模の 財源確保が困難 (800 万円程度)	- 他の公衆トイレとの差別化を図るため、設備の充実等が必要 - 新たに生じる料金徴収費等の考慮が必要	東京都 千代田区
入域（入島）料 (協力金等)	一定規模の 財源確保が困難 (試算不可)	入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたるため、徴収方法の設定等について各関係機関との合意形成が必要	沖縄県 竹富町

※各団体の記載内容は、決算カード(総務省)、各団体の決算書、例規集、議会会議録・議会資料、ホームページ及び団体への聞き取り調査をもとに作成

※有料公衆トイレは金時公園トイレの利用実績（令和5年度）、別荘等所有税は家屋評価データ（令和6年度）をもとに試算

また、残った「入湯税の超過課税」、「宿泊税」及び「駐車場利用者への課税（歴史と文化の環境税、乗鞍環境保全税）」については、実施は可能であるものの、課題もあることがわかりました。

[他団体の実施事例の調査結果②]

名 称 (区分)		試算額	課 題	備 考
入湯税の超過課税 (法定税)		1.9 億円程度 ～ 5.7 億円程度	・ 引上げ分を含め、使途の範囲内で充当先の整理が必要 ・ 特別徴収義務者の理解が必要	大阪府箕面市 ほか8団体
宿泊税 (法定外税)		5.9 億円程度 ～ 13.3 億円程度	・ 入湯税やふるさと納税と重複しない充当先の整理が必要 ・ 都道府県と市町村との二重課税の可能性 ・ 特別徴収義務者の理解が必要	[定額制] 京都府京都市 ほか4団体 [定率制] 北海道倶知安町 ※都府県除く
駐車場利用者への課税	歴史と文化の環境税 ※駐車行為への課税 (法定外税)	7,300 万円程度	・ 町内には有料・無料の駐車場が混在しており対象の整理が必要 ・ 特別徴収義務者の理解が必要	福岡県太宰府市
	乗鞍環境保全税 ※駐車場進入行為への課税 (法定外税)	1.3 億円程度	・ 保全対象箇所や使途の整理が必要 ・ 大涌谷園地を設定した場合、複数の来訪手段を課税対象とする制度設計が必要 ・ 特別徴収義務者の理解が必要	岐阜県

※各団体の記載内容は、決算カード(総務省)、各団体の決算書、例規集、議会会議録・議会資料、ホームページ及び団体への聞き取り調査をもとに作成

※入湯税は入湯客数（令和5年度）、歴史と文化の環境税は町内有料駐車場の駐車見込台数（令和5年度）、宿泊税は宿泊者数（令和5年度）、乗鞍環境保全税は大涌谷園地駐車場の駐車台数（令和5年度）をもとに試算

ウ 事業者との意見交換

「入湯税の超過課税」、「宿泊税」及び「駐車場利用者への課税」は、いずれも特別徴収方式をとっており、実施には特別徴収義務者の理解が必要となります。このため、特別徴収義務者となることが見込まれる事業者と意見交換を行い、具体的な課題等を整理しました。

※特別徴収：地方税法や条例の規定に基づき、指定された特別徴収義務者（鉱泉浴場、宿泊施設や駐車場の経営者）が、利用者から税を徴収し、これを自治体に納入する方法

[意見交換を行った事業者・実施日等]

事業者	箱根温泉旅館ホテル協同組合	神奈川県公園協会
財源確保策の内容	入湯税の超過課税・宿泊税	駐車場利用者への課税
実施日	令和7年2月3日	令和7年2月26日
出席者	4名（理事長、副理事長）	2名（参事）

※町職員に加え、検討会議委員1名が同席

意見交換の結果、「入湯税の超過課税」と「宿泊税」のうち「宿泊税」は、入湯税との二重徴収に関する課題や使い道に関する意見が多く出るとともに、今後の検討の進め方に関する意見も出ました。一方で、「駐車場利用者への課税」は、検討に時間を要する課題等が挙がりました。

[意見等の整理結果]

確認内容	宿泊税	駐車場利用者への課税(町内全域)
実施にあたっての課題等	・新たに増える特別徴収義務者の捕捉や要する期間、申告納入等の対応 ・入湯税と宿泊税をそれぞれ徴収する際の説明の必要性 ・宿泊客の減少に対する懸念	・複数駐車場利用の課税手法の検討 ・無料・有料を含む対象駐車場の整理
財源の使い道	・観光関係施策 ・自然災害等の不測時の基金積立 ・住みやすく働きやすい町の施策	・全域の駐車場を課税する目的と使い道の根拠づけが困難
今後の検討の進め方	・箱根らしい規模感の宿泊税の導入やブランド価値の向上 ・使い道の議論に時間をかけるべき	
特別徴収義務者への配慮	・宿泊事業者への還元・メリット ・固定資産税超過課税の見直し	・設備改修や徴収に要する費用負担
その他意見等	・現在の入湯税の使い道への不信感 ・宿泊税・入湯税を含めた名称の検討	【大涌谷園地駐車場単体の課題等】 ・多岐にわたる交通手段との不公平感 ・路上駐車増加や交通渋滞の悪化 ・設置経緯や収益還元等の特殊性

エ 財源確保策の評価

「入湯税の超過課税」、「宿泊税」、「駐車場利用者への課税」の3つの財源確保策について、地方税の一般的な考え方や前提条件等を踏まえ、財源の規模、観光客の捕捉性、使い道の柔軟性等、10項目について相対評価を行いました。

[評価項目]

①財源の規模	⑥収入安定性
②観光客の捕捉性	⑦受益の程度
③対象となる観光客の範囲	⑧納税者の負担感
④使い道の柔軟性	⑨徴収費用や徴収事務
⑤実施に要する期間	⑩事業者への負担軽減措置

[評価結果（詳細）] ※【評価凡例】○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

・入湯税の超過課税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	△	1.9億円～5.7億円程度 ※充当可能額の整理が必要
②観光客の捕捉性	○	納税義務者は概ね観光客で、町民や通勤者等は含まれない
③対象となる観光客の範囲	△	既存の課税対象と同じであり、新たな課税対象はいない
④使い道の柔軟性	△	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用することは不可能
⑤実施に要する期間	○	町税条例の改正等により実施可能
⑥収入安定性	○	社会経済情勢や自然災害等の影響はあるが、一定の安定性が見込まれる
⑦受益の程度	○	箱根町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している
⑧納税者の負担感	△	宿泊料金（宿泊）に対する負担感は小さいが、入湯料金（日帰り）に対する負担感は大い
⑨徴収費用や徴収事務	○	既存税率の引上げに伴うシステム改修が必要
⑩事業者への負担軽減措置	×	交付金なし ※箱根町の入湯税の特別徴収交付金は廃止済

・ 宿泊税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	○	5.9 億円～13.3 億円程度
②観光客の捕捉性	○	納税義務者は概ね観光客で、町民や通勤者等は含まれない
③対象となる観光客の範囲	○	入湯税課税対象外の宿泊施設利用者も新たに課税対象となる
④使い道の柔軟性	○	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能
⑤実施に要する期間	○	新規条例の制定等により実施可能
⑥収入安定性	○	社会経済情勢や自然災害等の影響はあるものの、 一定の安定性が見込まれる
⑦受益の程度	○	箱根町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している
⑧納税者の負担感	○	宿泊料金に対する負担感は小さい ※施設によっては入湯税との二重徴収による心理的負担感あり
⑨徴収費用や徴収事務	△	新税に係るシステムの新規導入や改修が必要 ※施設によっては入湯税と二重の徴収事務が発生
⑩事業者への負担軽減措置	○	課税システムの新規導入や改修費用に対する特別徴収交付金あり ※実施団体では特別徴収交付金（2.5%程度）を交付

・ 駐車場利用者への課税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	△	0.7 億円～1.3 億円程度
②観光客の捕捉性	△	観光客のほか、町民や通勤者等が含まれる可能性がある
③対象となる観光客の範囲	○	鉱泉浴場を利用しない駐車場利用者も新たに課税対象となる
④使い道の柔軟性	○	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能
⑤実施に要する期間	×	実施可否の検討等に期間を要するため、R11 の実施は困難
⑥収入安定性	△	駐車場利用者の多くを占める大涌谷園地駐車場は、火山 活動の影響による閉鎖の恐れあり
⑦受益の程度	△	駐車行為のみをもって、箱根町の観光関連の行政サービスを 享受していると整理することは困難
⑧納税者の負担感	△	短時間の駐車利用であるほど負担感は大きい
⑨徴収費用や徴収事務	△	新税に係る自動改札機の改修が必要 ※複数の駐車場利用者に対する説明事務が発生
⑩事業者への負担軽減措置	○	自動改札機改修費用の補助あり（特別徴収交付金に相当）

上記のとおり、相対評価を行った結果、次の点において、「宿泊税」は他の財源確保策よりも適性があるという結果になりました。

- ・入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者など、幅広い観光客からも負担を求めることができる点
- ・観光まちづくりの対象範囲全般への活用が可能である点
- ・箱根町の長期的な財源不足に対応できる財源規模の点

ただし、日帰りを含む全ての観光客に負担していただく方策については、長期的な課題として検討する必要があるという意見もありました。

〔評価結果一覧〕 ※【評価凡例】 ○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

税の名称 (税の区分)	(1)入湯税の超過課税 (法定税)	(2)宿泊税 (法定外税)	(3)駐車場利用者 への課税 (法定外税)
評価項目 (評価の視点)			
① 財源の規模 (先行導入団体の実施事例に基づく試算結果)	△	○	△
*財源不足や観光関連施策を賄えるか			
② 観光客の捕捉性	○	○	△
*観光客だけを対象として捕捉できるか			
③ 対象となる観光客の範囲	△	○	○
*幅広い観光客を対象にできるか			
④ 使い道の柔軟性	△	○	○
*観光まちづくりの対象範囲に活用できるか			
⑤ 実施に要する期間	○	○	×
*R11までに実施できるか			
⑥ 収入安定性	○	○	△
*安定的かつ継続的な財源となるか			
⑦ 受益の程度	○	○	△
*受益と負担の関係を整理できるか			
⑧ 納税者の負担感	△	○	△
*利用料金に対して税負担は過重か			
⑨ 徴収費用や徴収事務 (周知等は共通のため省略)	○	△	△
*事業者の費用負担等は過大か			
⑩ 事業者への負担軽減措置	×	○	○
*費用負担等へ軽減措置はあるか			

6. 中間報告

本検討会議は、令和元年度以降 12 回にわたり、学識経験者のほか、観光関係団体や地域団体、公募委員による専門的かつ幅広い見地から議論を重ねてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 2 年 10 月から令和 5 年 10 月までの期間は議論の中断を余儀なくされましたが、再開後は、社会経済活動の回復に伴い観光業全般に生じている深刻な人材不足、地域活動の縮小等に伴う地域コミュニティの機能低下など、コロナ禍以降により一層顕在化した社会変化も捉えながら、丁寧に検討を進めてきました。

新たな財源の使い道として想定する「観光まちづくりの対象範囲」については、箱根のブランド力を守り、磨き上げていくために必要となる観光振興のほか、消防やごみ処理、防災対策、地域公共交通の維持など、町民だけではなく観光客にも受益がある行政サービスを範囲に含めることとし、観光施策の充実分、維持分それぞれに必要な財源の規模感を確認しました。

また、地方税や寄付金などの自主財源について、先行導入団体の実施事例に基づき、試算額や実施する場合の課題などを検討した結果、「入湯税の超過課税」、「宿泊税」、「駐車場利用者への課税」を実施可能な財源確保策と整理したうえで、事業者との意見交換を行い、課題等を整理しました。

これらの検討を経て実施した財源確保策の相対評価において、「宿泊税」は、入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者など、幅広い観光客からも負担を求めることができる点、観光まちづくりの対象範囲全般への活用が可能である点、箱根町の長期的な財源不足に対応できる財源規模の点において、他の財源確保策よりも適性があるという結果となりました。

以上の検証結果を踏まえ、検討会議としては、現時点では「宿泊税」を中心に箱根町における観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方を検討していくことが現実的であるという結論に至ったことを報告します。

参考 1 検討会議規則

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第 17 号)第 2 条の規定に基づき設置された箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関すること。
- (2) その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光又は地方税財政について学識を有する者
- (2) 観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者
- (3) 町民の一般公募者
- (4) その他町長が特に必要であると認めた者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 4 条 検討会議に委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議は、その所掌事務にかかる専門的事項について調査、検討するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を検討会議に報告する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

参考2 委員名簿

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 委員名簿

(任期：令和元年 8 月 2 日～令和4年 8 月 1 日)

(任期：令和5年 10 月 30 日～令和8年 10 月 29 日)

氏 名	所属・役職等	備 考
倉田 義巳	箱根温泉旅館ホテル協同組合 副理事長	
佐藤 守	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 専務理事	
杉山 慎吾	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 合意形成部会長	R1. 8. 2 ～R2. 10. 7
西島 庸吉	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 理事	R5. 10. 30～
瀬瀬 利博	箱根町自治会連絡協議会 委員	R1. 8. 2 ～R7. 3. 26
元波 英敏	箱根町自治会連絡協議会 委員	R7. 5. 19～
高橋 典之	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 副会長	R1. 8. 2 ～R2. 10. 7
田中 妙子	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 会長	R5. 10. 30 ～R6. 1. 31
勝俣 直人	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 会長	R6. 6. 28～
安藤 万奈	一般公募（町内在住者）	
池島 祥文	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授	
伊集 守直 (職務代理)	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授	
高井 正 (委員長)	帝京大学経済学部経済学科 教授	

参考3 検討会議の検討経過

(1) 令和元～2年度

時 期 (回 数)	議 題
令和元年8月2日 (第1回)	(1) 検討会議の目的、会議運営について (2) これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について (3) 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて
令和元年9月13日 (第2回)	(1) 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について ・ 税制の概要について ・ 他団体の実施事例について (法定税の超過課税、法定外税、協力金・寄付金など)
令和2年1月17日 (第3回)	(1) 入湯税の現状について ・ 主要な入湯税課税団体の課税及び充当状況等について ・ 宿泊税と入湯税の同時課税団体の状況調査結果について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について (町の歳出の分類結果)
令和2年3月19日 (第4回)	(1) HOT21 観光プラン実施計画(案)について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について (町の歳出の分類結果)
令和2年7月2日 (第5回)	(1) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について③ (町の歳出の分類結果) (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方について (先進事例調査の実施について)
令和2年10月7日 (第6回)	(1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について (他団体の実施事例の調査結果について)

※令和2年10月から令和5年10月までの期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により検討会議を休止

(2) 令和5年度～

時 期 (回 数)	議 題
令和5年10月30日 (第1回)	(1) 検討会議の概要と運営方法について (2) 検討会議の目的と役割について (3) 次回会議と今後の予定について (4) 令和6年度以降の財源不足への対応について（報告）
令和6年1月31日 (第2回)	(1) 中長期財政見通しについて (2) 検討会議の目的と役割について (3) 観光まちづくり財源の確保手法と入湯税の状況について (4) 今後の検討会議の進め方について
令和6年6月28日 (第3回)	(1) HOT21 観光プラン実施計画（後期）について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等（維持分）について （町の歳出の分類の再整理）
令和6年10月4日 (第4回)	(1) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等（維持分）について (2) HOT21 観光プラン実施計画（後期）の取組に係る試算について (3) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について （他団体における観光財源の主な使い道の調査結果について）
令和6年12月25日 (第5回)	(1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について （他団体の実施事例の調査結果について）
令和7年2月3日・26日	箱根温泉旅館ホテル協同組合及び神奈川県公園協会との 財源確保策に関する意見交換
令和7年3月26日 (第6回)	(1) 事業者との意見交換結果について (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方について （観光まちづくり財源確保策の評価結果の検証）